

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会 議 名	平成27年度 高松市安全で安心なまちづくり推進協議会
開 催 日 時	平成27年7月22日(水) 14時～15時55分
開 催 場 所	高松市役所 4階 会議室
議 題	(1) 犯罪情勢と香川県警察本部の取組について (2) 空家等対策について (3) 平成26年度高松市安全で安心なまちづくり支援事業報告について (4) 平成27年度高松市安全で安心なまちづくり支援事業計画について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	
出席委員	12人 滝川委員(会長)、赤松委員、小野委員、葛西委員、亀井委員、小林委員、千崎委員、千葉委員、中條委員、前田委員、真鍋委員、山地委員
傍 聴 者	1人 (定員 若干名)
担 当 課 及 び 連 絡 先	くらし安全安心課 防犯・空き家係 (TEL 839-2555)

協議経過及び協議結果
<p>※議題(1)犯罪情勢と香川県警察本部の取組についての報告のため、香川県警察本部堀江管理官が出席。</p> <p>1 議題</p> <p>(1) 犯罪情勢と香川県警察本部の取組について(報告)</p> <p>犯罪情勢と香川県警察本部の取組について、県警本部堀江管理官から報告</p> <p><b>報告内容</b></p> <p>ア 犯罪情勢～刑法犯及び該当犯罪等認知件数の推移</p> <p>(ア)刑法犯認知件数は、平成26年度に11年ぶりに増加に転じた。</p> <p>(イ)刑法犯認知件数の減少にもかかわらず、県民の体感治安は向上していない。</p> <p>イ 香川県警察の取組み</p> <p>(ア)香川県警察セーフティプロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民と警察が、防犯、交通安全情報を共有し、地域の絆を深め、誰もがルールやマナーを守ることによって、犯罪や事故が起きにくい社会にすることを目的にした取り組み</li> </ul> <p>(イ)防犯環境の整備・ボランティア団体等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯カメラ付き緊急警報装置設置</li> <li>・ 青色防犯パトロール活動</li> </ul>

(ウ)防犯対策の推進

- ・各種防犯教室等の開催
- ・万引き防止対策
- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺対策
- ・性犯罪対策
- ・少年非行防止対策
- ・犯罪多発地域対策

質問等

(委員)防犯カメラ付き緊急警報装置について、警報装置作動時には警察官が駆けつけるものと考えていた。そういうことではないのか。

(県警)装置は、警察が設置をし、地域住民が管理、自治体が設置場所の提供や電気代の補助を行うもので、三者が連携をしながら設置したものである。警報装置音が鳴り、装置近くの「駆けつけ隊」に登録してもらっている地域住民のボランティアの方々が現場に直行し、状況を確認した上で警察に通報してもらう仕組みとなっている。

(委員)駆けつける際には複数で対応するのか。

(県警)そのとおりである。基本的には3人以上で対応していただけるようお願いしている。ただし、家にずっと居ていただくという訳にもいかないのので、警報音を聞きつけた方に対処をお願いしているのが現状である。

(委員)防犯カメラは録画方式か。

(県警)録画方式である。24時間録画をしている。

(委員)何日間ほど映像記録を保存しているのか。

(県警)1週間から2週間ほど保存している。その後は、上書き保存するものである。

(委員)地下道に設置されている装置も同じものか。

(県警)地下道のものは別であり、道路管理者が設置したものとなっている。

(委員)地域自治体や警察の役割について、学校教育や家庭教育についてはどのような取り組みをしているのか。

(県警)低年齢時から犯罪について知ってもらう取組みを少年課中心に行っている。以前は小学6年生を対象として各小学校に出向いていたが、分析により10歳を境に件数の増減がみられたため、小学4年生を対象とするようにした。結果として、少年の犯罪件数、特に万引きの件数が大幅に減少した。そこで、他にも小学校低学年を対象とした犯罪防止教室や幼い子どもをもつ親を対象としたチャイルドケア教室を開き、幼い子どもの家庭のしつけに関する様々なノウハウを教えるといった取組みを行っている。

(2) 空家等対策について

空家等対策について、事務局から内容について説明

内容

ア 空家の現状

(ア)全国の現状

(イ)高松市の現状

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

(ア)定義

(イ)施策の概要

ウ これまでの対応経過

エ 高松市における総合的な空き家等対策の取組方針

オ 空き家等対策のイメージ図

カ 特定空き家等対策フロー図

#### 質問等

(委員)高松市総家件数とはどのように調査したのか。

(事務局)業者と委託契約をし、高松市内の一戸建ての家を対象として調査を行った結果である。

(委員)空き家敷地内からの樹木が、道路や近隣住民の家にはまではみ出してきている。所有者には管理について何度も依頼したが、一向に対応してくれる気配がない。そのような所有者に対して、地域住民の対策方法はないのか。

(事務局)空き家と空き家のある敷地は空き家等対策の推進に関する特別措置法の対象となっている。市に樹木のほか空き家の相談があった場合の対応としては、まず所有者を探し、管理依頼を行っているのが現状である。9月議会に向けて整備している条例の中で緊急安全措置といったような緊急措置に関する規定を検討しており、条例制定後には応急措置も選択肢の一つとして対応していく予定である。

(委員)事故が起きてからでは遅いので、その点も含めて検討してほしい。

(委員)環境面や衛生面に特化した空地や空き家の条例を制定してみてはどうか。

(事務局)管理不全の空き家については、空き家特措法によって直接対応できるようになったため、それを念頭において対策を行っていく予定である。環境面や衛生面の部分については、環境部局と連携をとり検討していきたい。

(事務局)空き家等については所有者が管理するのが前提であるが、きちんと管理を行わないために問題が周辺環境にまで及んでしまっている。行政の立場から見ると、私有財産となる空き家や空地についてどのように関与できるかが問題であり、空き家特措法が制定されたことにより一定の部分について関与はできるようになったが、法の根拠がない部分については慎重に議論を重ねなければならないところとなる。様々な事例に対し、どのように対応するべきかという経験値を蓄積して、物事に素早く対応できるようにしていくことが重要であると考えている。また、市民が切迫した状態に陥った時に、条例を根拠として個別にすぐ対応できるようにする方向で検討している。結論的に言えば、現に起きている問題の対応から、それに至らないようにするための啓発の両方が必要であると考えている。

(3) 平成26年度高松市安全で安心なまちづくり支援事業報告について(報告)

平成26年度高松市安全で安心なまちづくり支援事業について、事務局から報告

#### 報告内容

ア 防犯セミナーの開催

イ 地域における防犯活動への助成

(ア)安全・安心活動基盤整備事業補助金

(イ)安全・安心防犯環境整備事業補助金

ウ 防犯灯の新設等への助成

エ 防犯協会等への助成等

(ア) 3 地区防犯協会への助成

(イ) 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターへの負担金の交付

(ウ) 公益社団法人かがわ被害者支援センターへの負担金の交付

**質問等**

(委員) 防犯協会の所在地はどこになるのか。

(事務局) 各警察署内となる。

(委員) 防犯協会はどのような活動を行っているのか。

(事務局) 主にはキャンペーンや周知活動を行っている。他には、子どもの安全を守る活動ということで保育所や小学校に職員が出向いて啓発活動を行っている。

(委員) 防犯協会と警察の組織はそれぞれ違うものなのか。

(事務局) 防犯協会は各警察署内にあるが、警察とは違う別の組織となる。

(県警) 防犯協会は、様々な関係団体の代表者が集まって構成されている。高松市防犯協会だと、高松市長が会長となっているものである。周知及び啓発活動を行う際に警察と連携して活動を行っている。

(委員) 各地区防犯協会は警察署単位で構成されている。その中で高松市防犯協会は、高松北署と高松南署の管轄を担当して活動を行っている団体である。

(4) 平成27年度高松市安全で安心なまちづくり支援事業計画について

平成27年度高松市安全で安心なまちづくり支援事業計画について、事務局から内容について説明

**内容**

ア 防犯セミナーの開催

イ 地域における防犯活動への助成

(ア) 安全・安心活動基盤整備事業補助金

(イ) 安全・安心防犯環境整備事業補助金

ウ 防犯灯のLED化等への助成

エ 防犯協会等への助成等

(ア) 3 地区防犯協会への助成

(イ) 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターへの負担金の交付

(ウ) 公益社団法人かがわ被害者支援センターへの負担金の交付

**質問等**

(委員) 青色防犯活動に関して、維持管理にも何らかの補助を行ってほしい。また、新規住民の自治会加入が進んでおらず困っている。新規住民への自治会加入促進の取組方法についても教えてほしい。

(事務局) 青色防犯活動の維持管理への補助については、検討していきたい。

(事務局) 市としては、コミュニティ協議会を中心として地域支援を行っている。そのコミュニティ協議会を中心的に運営していくのは、自治会であると考えているので、地域住民の方には、まず近隣住民との助け合いが一番大切なことであると認識していただきたい。

(事務局) コミュニティ協議会ができて10年となるが、現状では地域により活動に格差が出てしまっている。加入促進方法や広報配布の問題等が多数発生しているが、まずは住民の方に周辺への関心を持ってもらうということから粘り強く対応し続ける必要があると考える。

(委員) 計画についてであるが、それぞれの補助制度の補助金額はわかるか。

(事務局) 詳細について説明

(委員) 自治会加入率の内、マンションの自治会加入率はどのようになっているのか。また、新設されるマンション等の住民にも自治会加入を促してほしい。

(事務局) 自治会加入率については、一戸建てとマンション等を分けては把握していない。しかし、今後の市の取組みとして、新設されるマンション等の管理組合も含めて自治会結成の働きかけを一層強める予定としている。

(委員) マンションの住民は、地域コミュニティが行っている活動を知らないままとなっている。活動を知ってもらうために、連合自治会加入を促したが効果がなかった。安全で安心なまちづくりを地域が丸となって行うためにも、マンションの住民に連合自治会に加入してもらいたい。市にも、加入促進を強く働きかけてほしい。

(事務局) 連合自治会への加入促進についても自治会結成促進と同様に強く働きかけを行っていく。

(委員) 自治会結成等について独自の補助制度を作っている他市町村がある。また、情報のやりとりについて、防犯面でも大切なことだと考えるので、連合自治会だけでなくコミュニティ協議会も含めて、自治会未加入と区別するのではなく、積極的に情報の伝達を行っていくべきであると考えている。

(委員) 連合自治会については、市から加入促進の助成があるが、コミュニティ協議会にはない。そのようなことから、地域住民側の考え方と行政との考え方がうまくかみ合っていないように感じている。加入促進のため、自治会負担で自治会未加入の住民にもコミュニティだよりを配布しているが、作成及び配布方法も含めて自治会加入者の負担が大きくなってきているので、その点も考慮していただきたい。

(委員) 地域住民が近隣とコミュニケーションをとった上で協力していくべきとも考える。

(委員) 自分の地域では、防災訓練を授業参観日に行った。そうすることで、自治会未加入の方でも訓練に参加してもらうことができた。何かの機会で行い、同時にイベントをするといった試みが成功した。

(委員) 地域コミュニティの再生や自治会の加入促進など様々な方法はあるが、小学校が地域の核になって交流を生み出していくという方法もあると考える。自治会未加入の方でも交流する機会を作れるので、学校とコミュニティ協議会との連携をはかることも大切だと考える。

(事務局) 補助制度の補助金額等について補足説明

## 2 その他

### 意見等

(委員) 香川県見守り隊について説明

(県警) 与一スマートメール制度と振り込め詐欺啓発について説明

(委員) 地域の情報や活動内容について、もっと広い範囲に情報伝達してほしい。

(委員) コミュニティセンターが情報を収集し、発信する場所となっているため、遠慮なく利用すべきである。

(委員) 自治会やコミュニティに距離を感じるので、学校を中心とした交流の場所づくりについても検討してもらいたい。